

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計画改定年度	令和 7 年度
計画主体	愛川町

## 愛川町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 環境経済部農政課  
所 在 地 愛川町角田 2 5 1 - 1  
電 話 番 号 046-285-2111  
F A X 番 号 046-286-5021  
メールアドレス nousei@town.aikawa.kanagawa.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシ、アナグマ、タヌキ、ツキノワグマ、クハラリス、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛川町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	タマキ、ジャガイモ等	一千円 11.35a
ニホンジカ	イネ	一千円 -a
イノシシ	タケノコ、サツマイモ等	370千円 42.75a
アライグマ	イネ	一千円 -a
ハクビシ	イチゴ、キュウリ等	一千円 12.56a
アナグマ		一千円 -a
タヌキ	ジャガイモ	一千円 -a
カラス	ダイコン、スイカ等	一千円 -a
その他鳥類		一千円 -a

※上記の被害数値について、加害鳥獣や被害品目のみの報告が多数あり、被害額や被害面積の把握が困難な場合があることから、実際の被害状況との差異が生じている。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・ニホンザル →被害は依然として多く、特に半原細野地区において川第A群が出没し、農作物被害を出すことが多い。 群れに関しては、畑の作物が多い夏季や、住宅地周辺の放棄果樹（ユズ）が実る冬季に出没が多くなっている。</p> <p>・ニホンジカ →近年では河川や耕作放棄地に生息するなど、出沒エリアが拡大しており、イネの苗の食害や収穫前の踏み荒らし等の被害が発生している。</p> <p>・イノシシ →農業被害については、タケノコやサツマイモ、イネなどの食害が多く特にイネについては、河川敷に生息するイノシシにより被害が発生している。 また、生活被害については住宅敷地内の掘り起こしが多く、住宅地周辺のタケノコやクリなどがイノシシを誘引する原因であることが多い。</p>
---

さらに、住宅街での出没報告が寄せられていることから、生息エリアの拡大や個体数の増加に加えて、人慣れが進んできている可能性が高く、今後は人身被害の発生も懸念される。

- ・アライグマ等の小型獣
  - 被害は依然として多く、農業被害についてはイネやイチゴなどの被害が報告されており、作付けには防除対策が必要である。
  - 生活被害では、アライグマ、ハクビシンによる住宅侵入や糞尿被害、アナグマによる庭への穴掘り被害が発生している。
- ・カラス
  - 一部の地域で被害が多くなっており、ダイコンやスイカなどの食害が多い。
  - また、対策が普及していないため、被害が増加傾向にある。
- ・ツキノワグマ
  - 近年、人里付近の山中において目撃情報があり、養蜂業の被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
農作物の被害額	370千円	333千円
農作物の面積	0.66ha	0.59ha
被害減少率	-	被害金額、被害面積とも10%以上削減

※農作物の被害額については、被害に対する諦めから被害に遭っても報告をしない方が多く、実際の被害額との差異が生じている。今後、対策が進むことで地域住民の鳥獣対策に対する意識が高まり、被害報告件数が増えることで被害額が増加することも予想される。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル 神奈川県ニホンザル管理計画に基づき「箱わな」による個体数調整を実施</li> <li>・ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、愛川町有害鳥獣対策実</li> </ul>	<p>ニホンザルについては、群れの行動域が複数の行政区域に及ぶため、捕獲実施期間に群れが町内に存在しないことが多い。</p> <p>ニホンジカ・イノシシについては銃器による捕獲が困難な地域（河川や民家周辺、急傾斜地）におけ</p>

	<p>施隊が「銃器」による個体数調整を実施 神奈川県猟友会愛甲郡支部等の協力により「くくりわな」による個体数調整を実施 被害個所において町職員がICTを活用した「くくりわな」、「箱わな」、「囲いわな」による捕獲を実施</p> <p>・イノシシ 愛川町有害鳥獣対策実施隊が「銃器」による捕獲を実施 神奈川県猟友会愛甲郡支部等の協力により「くくりわな」による捕獲を実施 被害個所において町職員がICTを活用した「くくりわな」、「箱わな」、「囲いわな」による捕獲を実施</p> <p>・小型獣（アライグマ、ハクビシン等） アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき町職員及び捕獲届出者が「箱わな」による捕獲を実施 ハクビシン等については、被害個所において町職員及び捕獲許可取得者が「箱わな」による捕獲を実施</p> <p>・カラス 被害個所において町農政課職員が「カラストラップ」による捕獲を実施</p>	<p>る被害が多くなっている。 また、銃器以外では、くくりわなによる捕獲が中心であるが、1基1頭の捕獲効率に対し、わなの設置場所の選定や見回りといった負担が大きいことから、地域住民によるわなの見回りや捕獲後の個体処分などについて、協力体制の整備が必要である。</p> <p>実施隊の活動は大型獣の巻き狩りが中心であることから、本来の活動内容に比べて限定的となっている。</p> <p>小型獣については、近年、捕獲頭数が多く、生息域の拡大に伴う被害増加が懸念される。 また、地域住民及び耕作者に対し鳥獣対策の正しい知識（防除対策と併せた捕獲）の習得が進んでいないため効果的な対策につなげていない。</p> <p>「カラストラップ」による捕獲を実施しているが、設置場所の検討やトラップの管理といった作業負担が多いため、導入後から現在まで捕獲に至っていない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>町で依頼するサル移動監視員による群の把握及び追い払いを実施 出没状況によって町職員による追い払いの実施 パチンコ等の追い払い道具の貸し出し及び追い払い用煙火や口</p>	<p>地域住民による追い払い活動が進んでいないため、地域住民を見てもサルが逃げない。 追い払いに対する住民理解が進んでいないため、早朝から煙火を使用した追い払いができない。</p>

	<p>ケット花火などの追い払い資材の配布を実施</p> <p>広域獣害防止電気柵の設置</p> <p>平成16年度 814m</p> <p>平成19年度 432m</p> <p>平成20年度 952m</p> <p>平成21年度 1,662m</p> <p>平成22年度 681m</p> <p>平成23年度 400m</p> <p>平成24年度 347m</p> <p>平成25年度 179m</p> <p>設置総延長 5,467m</p> <p>獣害防除柵等設置費補助金</p> <p>平成26年度 10件</p> <p>平成27年度 7件</p> <p>平成28年度 5件</p> <p>平成29年度 14件</p> <p>平成30年度 16件</p> <p>令和元年度 11件</p> <p>令和2年度 41件</p> <p>令和3年度 24件</p> <p>令和4年度 13件</p> <p>令和5年度 16件</p> <p>令和6年度 14件</p> <p>獣害防除柵等設置費補助金については、H26に補助率を引き上げや複数農地にまたがる電気柵に対する補助等に拡大</p> <p>R8から設置済み防除柵の補修・増設に係る申請可能期間に関する補助申請要件の緩和等、防除柵設置の普及促進事業の実施</p> <p>町職員による被害現場での捕獲と併せた防除対策についての助言及び普及啓発の実施</p>	<p>ハナレザルの出没も確認されているが発信機個体ではないため、サル移動監視員が確認できない。</p> <p>広域獣害防止電気柵の点検管理を町農政課職員が中心となって実施しているが、職員だけでは管理が不十分となっている。</p> <p>広域電気柵の開口部から獣が出入りするケースが多い。</p> <p>住宅地に点在する農地の防除対策が進んでおらず、農作物被害に加えて、住宅の庭を荒らされるなどの生活被害も発生している。</p> <p>設置後の維持管理や補修のための投資に消極的な方が多く、継続的な防除対策を行っていただくための方策が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他 の取組</p>	<p>一部の地域をモデルとして、町有害鳥獣対策協議会による地域ぐるみの鳥獣害対策支援を実施</p> <p>・集落環境調査による被害状況</p>	<p>地域ぐるみの鳥獣害対策の支援を行っているが、参加者の大半が地域の役員であり、対策の定着には時間を要する。</p>

	<p>の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域検討会による対策内容の検討</li> <li>・ 放棄果樹収穫等の集落環境整備の実施</li> <li>・ 簡易電気柵の効果検証の実施</li> <li>・ 被害防除対策講習会の実施</li> </ul>	<p>このことから引き続き地域の会合等に出向き、鳥獣害対策について意見交換等を行うことで、地域との連携を深める必要がある。</p>
--	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

今後は、地域と行政が協力しながら被害防止対策を進めることを目指し、町及び農協、愛川町有害鳥獣対策協議会により、地域が取り組む対策の支援体制を充実させていくとともに、地域住民及び耕作者が主体となる薮刈りや放任果樹の除去などの環境整備、広域獣害防止電気柵の管理や、簡易電気柵の設置等の各種防除対策や加害個体の捕獲が実施できるよう、各地域に出向き説明会及び研修会、集落環境調査を行い、根本的な鳥獣被害の原因把握や対策についての合意形成を行う。

また、行政による支援後は、鳥獣害対策への積極的な参加や地域における鳥獣害対策を地域活動として位置付けるほか地域が取り組む対策に対し、各種支援が行えるよう補助制度の検討を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ ニホンザル  
業務委託による「箱わな」での捕獲を行う。
- ・ ニホンジカ  
愛川町有害鳥獣対策実施隊による「銃器(ライフル銃、ハーフライフル銃及び散弾銃)」での捕獲を行う。  
神奈川県猟友会愛甲郡支部による「くくりわな」での捕獲を行う。  
町職員によるICTを活用した「くくりわな」、「箱わな」、「囲いわな」での捕獲を行う。

- ・イノシシ  
愛川町有害鳥獣対策実施隊による「銃器（ライフル銃、ハーフライフル銃及び散弾銃）」での捕獲を行う。  
神奈川県猟友会愛甲郡支部による「くくりわな」での捕獲を行う。  
町職員によるICTを活用した「くくりわな」、「箱わな」、「囲いわな」での捕獲を行う。  
捕獲補助者制度等を利用し地域住民が主体となったわな捕獲を行う。
- ・小型獣（アライグマ、ハクビシン等）  
町職員による「箱わな」での捕獲を行う。  
捕獲許可取得者による「箱わな」での捕獲を行う。
- ・カラス  
町農政課職員による「カラストラップ」での捕獲を行う。  
業務委託による、捕獲を検討する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン アナグマ カラス タヌキ クハラリス	愛川町有害鳥獣対策実施隊と連携し、捕獲従事者の担い手育成に努める。  アライグマやハクビシンなどの小型獣については、講習会や町広報誌などで効果的な捕獲方法の普及促進を図り、効率的に個体数を減少させていく。  カラスの捕獲については、高い捕獲技術や大量のエサが必要なことから、被害状況によっては、専門業者への委託も検討する。  ニホンザルのうち複数の行政区域を行動範囲とする群れについては、捕獲効率を高めるため、市町村間で実施時期を合わせるなど、連携を図る。 また、近年、ハナレザルの出没が多くなっているため、人里に執着した加害個体が現れた場合には捕獲につ

	<p>いて検討する。 神奈川県ニホンザル管理計画の改定内容によっては、除去対象群の捕獲が可能になるため、必要に応じ罠いわなの導入を検討する。</p> <p>イノシシについては、近年、被害が増加傾向にあり、個体数の増加及び人慣れが進んでいる可能性が高いことから、愛川町有害鳥獣対策実施隊の銃器捕獲と併せて、捕獲従事者の増員や地域住民による捕獲活動への協力などの罠捕獲体制の整備を検討する。</p> <p>また、捕獲体制の整備状況を踏まえ、罠を随時追加するとともに、捕獲補助者制度を利用した罠の貸し出しや購入費補助、狩猟免許取得補助等についても検討する。</p>
--	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>神奈川県鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・ニホンザル）等を踏まえ、適切に捕獲を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル 神奈川県ニホンザル管理計画に基づき捕獲を実施する。</li> <li>・ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき捕獲を実施する。</li> <li>・イノシシ 近年、イノシシによる掘り起こし等が増え、農作物への被害も多く発生しているほか、昼間の目撃情報もあり、人身被害についても懸念されることから、被害地での捕獲を中心に、行動域内において積極的な捕獲を実施する。</li> <li>・アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの根絶を目指す。</li> <li>・ハクビシン、アナグマ及びタヌキ 年々被害が増加傾向にあるため、被害箇所での捕獲の他、出産時期の前に市街地を中心に一斉捕獲を行うなどにより、人間との住み分けができるまで捕獲する。</li> <li>・カラス カラスについては、被害軽減が図れる範囲での捕獲とする。</li> <li>・クリハラリス クリハラリスについては、生息が確認され次第速やかに捕獲する。</li> </ul>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル <sup>(※1)</sup>	捕獲数12頭	捕獲数12頭	捕獲数12頭
ニホンジカ <sup>(※2)</sup>	捕獲数50頭	捕獲数50頭	捕獲数50頭
イノシシ	捕獲数40頭	捕獲数40頭	捕獲数40頭
アライグマ	捕獲数60頭	捕獲数60頭	捕獲数60頭
ハクビシン	捕獲数30頭	捕獲数30頭	捕獲数30頭
アナグマ	捕獲数20頭	捕獲数20頭	捕獲数20頭
タヌキ	捕獲数40頭	捕獲数40頭	捕獲数40頭
カラス	捕獲数10羽	捕獲数10羽	捕獲数10羽

※1 ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定める。

※2 ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザルについては、個体調査が必要であるため、「箱わな」を利用した捕獲に加えて、「囲いわな」による捕獲も検討していく。</p> <p>ニホンジカについては、「銃器」もしくは「くくりわな」による方法を基本とする。</p> <p>ニホンジカについては、「銃器」もしくは「くくりわな」による方法を基本とする。</p> <p>イノシシについては、「銃器」、「くくりわな」、「箱わな」、「囲いわな」による方法を基本とし、引き続き効率的な捕獲方法についても研究していく。</p> <p>アライグマ及びハクビシン等については、「箱わな」を利用した捕獲とする。</p> <p>カラスについては、「カラストラップ」を基本とし、被害状況に応じて「銃器」を使用した捕獲についても検討する。</p> <p>なお、各捕獲場所については、町内で被害の発生した場所を中心として行う予定であるが、前年度実績等を考慮し、予察捕獲も検討していく。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>農作物及び人身被害を防止するため、各種防除柵やわなの設置、及びライフル銃以外の猟銃等を利用した駆除を実施しているが、依然として被害が多いことから、他の銃より有効射程距離が長い、（遠くの目標に威力の高い弾丸を正確に当てることが可能な）ライフル銃及びハープライフル銃を使用することで、より効果的な捕獲を行う。</p> <p>また、ライフル銃及びハープライフル銃を使用した管理捕獲は、加害個体が生息する山林にて年間を通じ実施し、銃の使用にはバックストップの確認などの安全管理を徹底する。</p>

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	各種防除対策の結果、広域獣害防止電気柵による効果が明確である箇所について、必要な種類の防護柵を必要な距離で地域と協議し地域住民による設置を検討する。	各種防除対策の結果、広域獣害防止電気柵による効果が明確である箇所について、必要な種類の防護柵を必要な距離で地域と協議し地域住民による設置を検討する。	各種防除対策の結果、広域獣害防止電気柵による効果が明確である箇所について、必要な種類の防護柵を必要な距離で地域と協議し地域住民による設置を検討する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	町農政課にて広域獣害防止電気柵周辺の除草及び電気柵の点検を行うほか、地域住民が主体となる広域獣害防止電気柵の管理が行われるよう、各地域での説明会及び研修会を通じ合意形成を図る。	町農政課にて広域獣害防止電気柵周辺の除草及び電気柵の点検を行うほか、地域住民が主体となる広域獣害防止電気柵の管理が行われるよう、各地域での説明会及び研修会を通じ合意形成を図る。	町農政課にて広域獣害防止電気柵周辺の除草及び電気柵の点検を行うほか、地域住民が主体となる広域獣害防止電気柵の管理が行われるよう、各地域での説明会及び研修会を通じ合意形成を図る。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシ アゲマ タヌキ ツキノクグマ クハラリス	講習会等により、野生生物の習性と効果的な対策について徹底した周知を行うほか、電気柵の購入費補助や現在、取り組んでいる地域ぐるみの鳥獣害対策支援を他の地域で実施するなどし、被害防除対策の普及促進を図る。  鳥獣害対策を町内会活動として位置付け、放棄果樹の除去や薮刈りなどの環境整備のほか、ニホンザルの追い払いや獣害防除柵の設置など、自発的に対策を行う体制の構築を検討する。  地域住民が主体となって取り組む鳥獣害対策を普及促進させるため、補助制度の見直しや新たな支援制度の整備を検討する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。



8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品 ペットフード 皮革 その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲等をした対象鳥獣の有効活用については、本町の捕獲頭数が少ないことに加えて、ジビエとして活用できるのは、わずか1割程度しか見込めないことから、地域資源として有効に活用することは難しいと考える。
--	---

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	愛川町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
愛川町農業委員会	被害調査書の配布及び回収、鳥獣被害対策指導
愛川町区長会	情報提供、鳥獣被害対策指導
協議会参画地域	鳥獣出没状況把握、情報提供、被害調査書の配布、鳥獣被害対策指導
神奈川県猟友会 愛甲郡支部	生息状況調査、有害鳥獣の捕獲、愛川町有害鳥獣対策実施隊員の推薦、狩猟後継者の確保及び育成、鳥獣被害対策指導
愛川町森林組合	山林内における獣類目撃情報の提供、愛川町有害鳥獣対策実施隊員の推薦、鳥獣による森林被害調査及び対策、鳥獣被害対策指導
県央愛川農業協同組合	鳥獣被害情報の取りまとめ、被害調査書の配布及び回収、愛川町有害鳥獣対策実施隊員の推薦、鳥獣被害対策指導
愛川町	鳥獣被害情報の取りまとめ、被害調査書の配布及び回収、鳥獣被害対策講習会の実施、鳥獣被害対策支援、鳥獣被害対策指導、愛川町有害鳥獣対策実施隊による捕

	獲等の実施、有害鳥獣の捕獲、愛川町鳥獣被害防止計画の策定、愛川町ニホンザル管理事業実施計画及び愛川町ニホンジカ管理事業実施計画の作成、関係機関調整
--	---

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地域住民（町内耕作者含む）	農業被害防止対策の実施、鳥獣の出没状況及び鳥獣被害情報の提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成27年1月に、職員隊員（町長が指名した職員）と一般隊員（各団体推薦者等で町長が任命したもの）で実施隊を設置し、捕獲、被害防止策の普及啓発等、町内の被害対策についての取り組み、緊急対応、町長が特に必要と認めた業務を行う。</p> <p>規則の制定概要（施行日：平成27年1月1日）</p> <p>(1) 名称：愛川町有害鳥獣対策実施隊設置規則</p> <p>(2) 職務</p> <p>①有害鳥獣の捕獲及び駆除に関すること。</p> <p>②有害鳥獣の被害防除措置に関すること。</p> <p>③被害発生地区の調査、巡回及び指導に関すること。</p> <p>④人的被害を及ぼすおそれがある場合等の緊急出動に関すること。</p> <p>⑤有害鳥獣の被害防止施策の推進に関すること。</p> <p>⑥その他町長が実施隊の職務として必要と認めた事項</p> <p>(3) 隊員</p> <p>①町の職員のうち町長が指名する者</p> <p>②公益社団法人神奈川県猟友会愛甲郡支部の会員のうち支部長が推</p>
---

薦する者であって、愛川町が実施する面接に合格した者

③鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第8項に定める法人の職員であって、当該団体から推薦された者

④狩猟免許を有し、かつ、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、愛川町が実施する面接に合格した者

(4) 隊員の任期・数・役職

① 任期は1年

② 職員隊員は町長が必要と認める人数

③ 一般隊員は30人以内

④ 役職：隊長は環境経済部農政課長、副隊長は隊長が指名する隊員

(5) 隊員の身分

①町職員以外の隊員は、非常勤職員とし、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により身分保障等をする。

②報酬金額は、年額21,000円とする。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域による鳥獣被害防除対策を中心に町及び愛川町有害鳥獣対策協議会は地域が自主的に行動しやすいよう支援体制を整え、広域的な対策が必要な場合については、中心となって取りまとめていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害については、行政機関が中心となって対策を進めたとしても、地域住民の協力が得られなければ、被害を軽減することはできないことから、地域住民を中心とした対策に行政が協力していくという体制作りを目指す。

また、高齢化等により狩猟者が減少している状況を踏まえて、関係機関が連携して後継者の確保に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。